

京都南部都市災害時相互応援協定書

(主旨)

第1条 この協定は、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、久御山町、宇治田原町、井手町、大山崎町（以下「協定市町」という。）において災害が発生し、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく市町相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 物資等の提供及び斡旋並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及び斡旋

イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及び斡旋

ウ 応援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及び斡旋

エ 救援及び応急措置に必要な医療職、技術職、技能職員の派遣

(2) 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋

(3) 清掃、防疫その他保健衛生のために必要な車両、施設の提供及び斡旋

(4) 緊急離発着場等の救護拠点の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等必要な措置

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を要請しようとする被災市町は、次の事項を明らかにし、他の協定市町と十分な連絡調整を行い、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。
この場合において、被災市町は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市町に送付しなければならない。

(1) 被害の状況

(2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等

(3) 応援場所及び応援場所への経路

(4) 応援の期間

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第5条 応援を要請された協定市町は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合には、被災市町以外の協定市町相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

3 応援を行うとする協定市町は、他の協定市町と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、被災市町と協定市町が協議して別に定めるものとする。

2 被災市町が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援した協定市町が一時繰替支弁す

るものとする。

(自主的な応援)

第7条 被災市町との連絡が取れない場合又は甚大な被害が予想される場合には、被災市町以外の協定市町は、自主的に職員を派遣し、被災市町の被害状況等の情報を収集するとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことが出来るものとする。

2 前項の応援については、被災市町から応援の要請があったものとみなす。この場合において、被災市町の情報収集に要した経費については、前条の規定にかかわらず自主的に職員を派遣した協定市町の負担とする。

(連絡担当部局)

第8条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(京都南部都市広域防災連絡会の設置)

第9条 協定市町は、この協定に基づく応援の推進及び円滑な実施のため、京都南部都市広域防災連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

2 連絡会の所掌事務は、規約により定める。

3 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は平成22年4月1日から施行する

2 この協定を証するため、本協定書10通を作成し、各協定市町は記名押印のうえ、各一通を保管するものとする。

3 この協定は、京都南部都市広域行政圏推進協議会広域防災連絡会の一部を引き継ぐものとする。

平成22年4月1日

宇 治 市 長 ㊟	京 田 辺 市 長 ㊟
城 陽 市 長 ㊟	久 御 山 町 長 ㊟
向 日 市 長 ㊟	宇 治 田 原 町 長 ㊟
長 岡 京 市 長 ㊟	井 手 町 長 ㊟
八 幡 市 長 ㊟	大 山 崎 町 長 ㊟